

# 愛媛大学学術支援センター動物実験部門動物実験センター

## トランスジェニック動物取扱要領

- 第1条 動物実験センターにおけるトランスジェニック動物（以下、「Tg動物」という。）の取り扱いについては、この要領によるものとする。
- 第2条 Tg動物とは、遺伝子操作によって遺伝子を導入または改変した動物をいう。
- 第3条 Tg動物を動物実験センターにおいて取扱う際は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年6月制定、法律第97号、平成16年2月19日施行）等、及び「愛媛大学遺伝子組換え実験指針」（平成18年2月制定。以下「指針」という。）の定めるところに従うものとする。
- 第4条 指針の定める実験責任者および実験従事者は、動物実験センターにおいて特に以下の事項を遵守しなければならない。
- 1) 「愛媛大学動物実験規則」（平成27年4月1日改正）に従い、適正に動物実験を行なうものとする。
  - 2) 利用者は専門委員会が別に定める規定・要領等に従い、責任を以って指定された飼育室において、Tg動物を飼育管理するものとする。
  - 3) Tg動物の個体識別を行い、個体数の増減・搬出入、処置などを所定のノートに記入し、ノートは保管するものとする。
  - 4) Tg動物がケージから逃亡しないよう常に注意し、逃亡した動物を発見したときは、速やかに捕獲し、殺処分するものとする。
  - 5) Tg動物を室外に持出す際、逃亡の恐れのない容器を使用するものとする。
  - 6) 万一、Tg動物を逃がした場合、直ちに遺伝子組換え実験委員会にその旨を連絡し、指示を仰ぐものとする。

### 附 記

この要領は、平成17年1月26日から施行する。

### 附 記

この要領は、平成19年7月26日から施行する。

### 附 記

この要領は、平成27年4月1日から施行する。